

いじめ防止基本方針

令和元年6月作成
令和3年12月改訂
令和6年4月改訂
令和6年8月改訂
令和7年4月改訂
茅野市立豊平小学校

いじめは、子どもの心や体を深く傷つける、重大な人権の侵害行為です。すべての子どもたちが安心して生活し、共に学び合う環境を学校全体で作っていくことが求められます。本校では、子どもたちの絆づくりや居場所づくりに努めるとともに、いじめの未然防止と早期解消に取り組んでいきます。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめの定義（文部科学省）

いじめとは

「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」

であることを再認識したうえで、早期発見・早期対応、いじめのない学校づくりに全力であたる。

「いじめ防止対策推進法」第2条 定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめを許さない学校づくりのために

「いじめ防止対策推進法」第7条 学校の設置者の責務

学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（「基本理念」いじめ防止対策推進法第三条）

「いじめ防止対策推進法」第4条 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

（1）いじめは決して許されないことであるとともに、「どの学校・学級でも、どの子どもにも起こり得る」「本人がいじめと感じればそれはいじめである」ことを、全教職員が基本認識としてもつ。

・日頃から、児童が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見を徹底する。

- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教職員が認識するとともに、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
 - ・いじめる児童に対しては、毅然とした指導を行う。傍観者の児童に対しても、指導を行う。
- (3) 児童一人一人の多様性とよさを認め合う意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
- ・教職員の言動が、児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。
 - ・校長として、可能な限り児童と給食を食べたり、朝、放課後の挨拶、授業参観を行ったりし、一人一人の子どものよさや悩み、いじめがないか掴むようにする。
- (4) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを念頭に置き指導する。
- ・一場面での指導により解決したと即断することなく、少なくとも3ヶ月間継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。
 - ・心配な点はご連絡ください。
- (5) 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。
- ・児童が発するサインを見逃さないよう、児童の実態に併せて調査を実施し、迅速に対応する。
 - ・アンケート等は全職員で回覧し、情報共有する。
- (6) いじめ問題の重大性を全職員が認識し、職員の情報共有のもと、学校全体で対応する。
- ・職員の校長・教頭への報告や連絡を密に行う。いじめ対策委員会を中心としてチーム豊平として取り組む。

Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容

1 いじめの未然防止に向けての手だて

(1) 学級経営を充実させる

- ①子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- ②子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
- ③正しい言葉遣いができる集団を育てる。←いじめの大半は言葉による。「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要。
- ④学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う（特に年度始め）。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要。

- ⑤児童の実態を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度）の活用により把握する。欠席の時には電話連絡をする。3日連続で欠席した場合は家庭訪問をする。月7日以上欠席は市教委に連絡を入れる。
- ⑥担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見直しをもってすすめる。児童理解に関する研修を深める。
- (2) 授業中における生徒指導の充実
 - ①「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくり。
 - ②「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。
- (3) 道徳における指導
 - ①いじめを題材として取り上げ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
 - ②思いやりや、生命・人権を大切にすることの指導の充実を努める。
- (4) 学級活動における指導
 - ①いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合う。
 - ②話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
 - ③発達段階に応じて、いじめの心理について学習する。
 - ④学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用し、学習する。
 - ⑤人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し、学習する。
- (5) 学校行事での配慮事項
 - ①子どもたちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画・実施する。
- (6) 児童会活動での取組
 - ①子どもが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、児童会活動をすすめる。
- (7) 「いじめ防止の重要性」に関する教職員の研修及び保護者への啓発を図る。
- (8) インターネットを通じて行われるいじめ防止への児童への指導及び保護者への啓発を行う。

2 いじめの早期発見について

早期発見のポイント

- ・日頃から子どもとのふれあいを大切にし、子どもが心を開く関係を築くこと。
- ・全教職員・保護者が協力して子どもを見守る目を絶えず持続させること。
- ・いじめ側、周囲の子どもが発するサインにも注意すること。
- ・いじめは発見されにくいものであることを認識し、小さな変化を敏感に察知し見逃さないこと。
- ・多方面から情報を得ようとする

(1) いじめを発見する手だて

- ① 教師と子どもとの日常の交流をとおした発見
 - ・ 日記や相談、休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。
- ② アンケート調査（毎月1回月末に実施及び必要に応じて追加実施）
 - ・ 学校全体で計画的に取り組む。
- ③ 教育相談をとおした把握
 - ・ 学校全体として年3回の定期的な面談の実施や、子どもが希望をする時には面談ができる体制を整える。

(2) いじめを訴えることの意義と手段の周知

【相談窓口；保健室（養護）職員室（教頭）校長室（校長）】

- ・ いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導する。
- ・ 担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知する。
- ・ 学校の電話番号や茅野市の相談窓口を掲示し、様々な方法で相談できることを伝える。
- ・ 関係機関の連絡先を配布物やポスター等で繰り返し周知する。

(3) 保護者や地域からの情報提供

- 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。
- 保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。

<いじめ対策年間計画>

月	調 査	相 談	研 修
4月	楽しい学校生活を送るためのアンケート（児童）	教育相談 家庭訪問	児童理解 特別な支援を要する 児童の研修
5月	楽しい学校生活を送るためのアンケート（児童）		学級経営案による 児童理解
6月	Q-U 検査 楽しい学校生活を送るためのアンケート（児童）		
7月	楽しい学校生活を送るためのアンケート（児童） 学校評価アンケート（児童 職員）	児童相談週間	
8月	楽しい学校生活を送るためのアンケート（児童）		Q-U 検査研修

9月	楽しい学校生活を送るためのアンケート（児童）		
10月	楽しい学校生活を送るためのアンケート（児童）	児童相談週間	
11月	なかよし月間（人権教育月間） 楽しい学校生活を送るためのアンケート（児童）		
12月	楽しい学校生活を送るためのアンケート（児童） 学校評価アンケート（児童 保護者 職員）	個別懇談会	
1月	楽しい学校生活を送るためのアンケート（児童）		
2月	楽しい学校生活を送るためのアンケート（児童）	児童相談週間	
3月	楽しい学校生活を送るためのアンケート（児童）		

Ⅲ いじめの防止等のための対策に関する重要事項

いじめ発生時の対応について

1 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」第8条 学校及び学校教職員の責務より

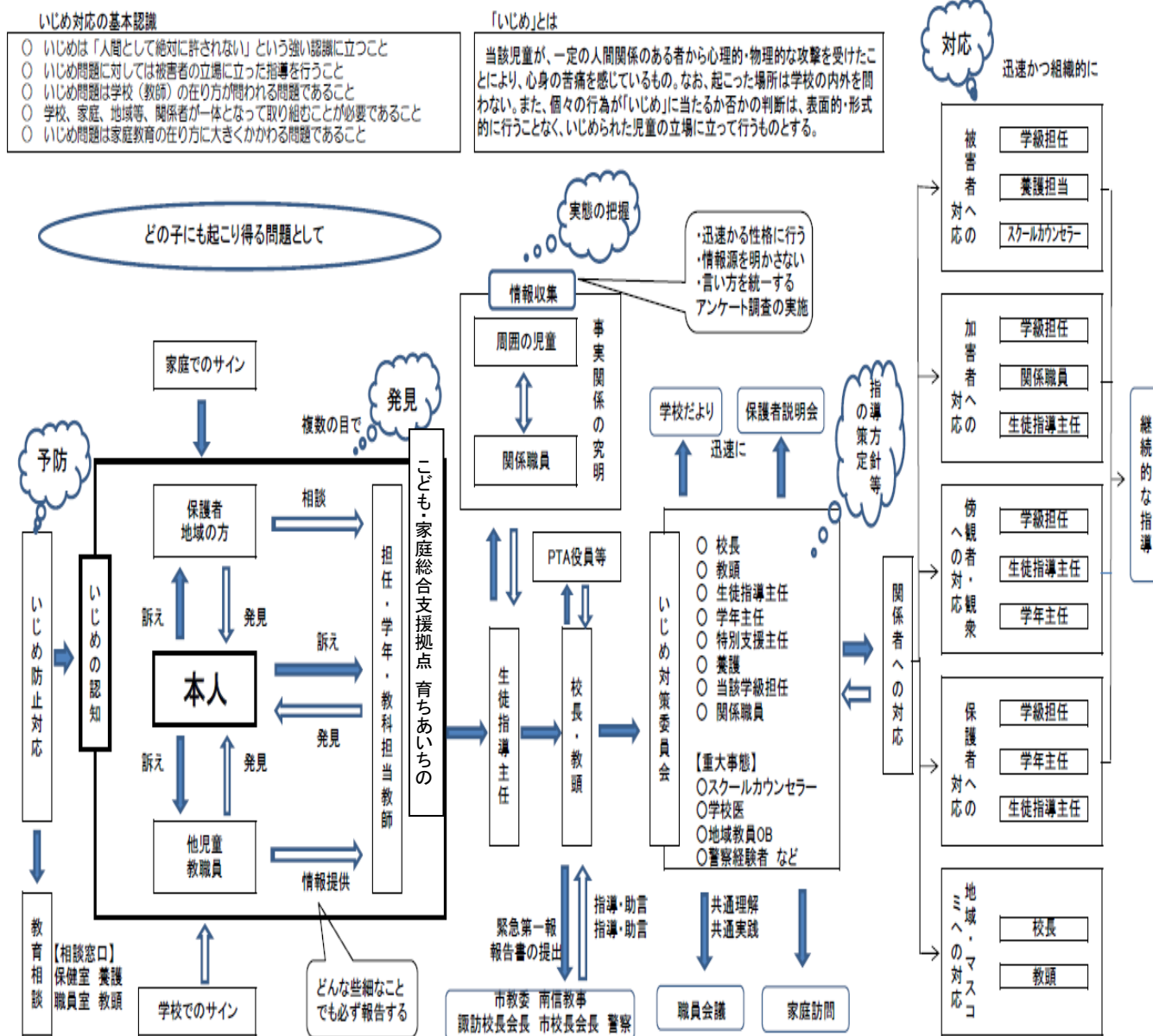
学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

- (1) 「いじめはどの学校にも、どの教室にも起こり得る」「本人がいじめと感じれば、それはいじめである」「いじめは、人間として絶対に許されない」との教育長通知（平成9年4月25日）を、基本認識として全職員が確認する。
- (2) いじめ問題の重大性を全職員が認識し、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する。
- (3) いじめについての訴えや情報等があった時は、直ちに学校長に報告し、学校長はそれを軽視せず、迅速な情報収集と事実関係の把握に努め、事実を隠蔽することなく、的確な対応をする。
- (4) 実態や事実を把握するために、児童・保護者からの情報をしっかりと受け止めるとともに、養護教諭・スクールカウンセラーなどとの校内連携に努め、児童の生活や人間関係について、きめ細かく調査を実施する。

- (5) いじめられる児童に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行う。また、いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- (6) いじめの事実関係を明らかにする中で、法的な視点から、いじめを行う児童に対して、特別な指導計画等によって、毅然とした指導を行う。

いじめへの対応の基本的な流れ及び組織

豊平小学校



(7) いじめの問題の解決のためには、P T A（保護者）や市町村・県教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育相談機関、児童相談所、警察等の外部の関係機関との連携協力を行う。

(8) いじめによる自殺予告等への対応については、別紙3「自殺予告への対応について」を参考にする。

IV 具体的な手順および配慮事項

1 いじめ情報のキャッチと報告

●いじめが疑われる言動を目撃 ●日記等から気になる言葉を発見
●子どもや保護者からの訴え ●アンケートから発見 ●同僚からの情報提供
等から、いじめの情報をつかんだら、直ちに、校長・教頭、生徒指導主事・連学年主任へ報告する

・独断で判断し解決を焦らないことが肝要 必ず報告し、組織で対処する。

2 いじめ対策委員会を招集し、対応方針・役割分担を決定

○いじめ対策委員会（校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・担任・養護教諭）を報告があった時すぐ招集し以下について確認。

(1) 情報の整理

・いじめの態様、対象者、関係者、周囲の子どもの特徴について情報を共有する。

(2) 対応方針の決定

・緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

(3) 役割分担

・対象者からの事情聴取と支援担当
・関係者からの事情聴取と指導担当
・周囲の児童と全体への指導担当
・保護者への対応担当
・関係機関への対応担当

3 事実の正確な把握

・いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。

・聴取は、対象者→周囲にいる者（冷静に状況をとらえている者）→関係者の順に行う。

<事情聴取の際の留意事項>

○聞き取りは複数の職員で行う。

○関係した子どもから事実の確認(いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうした)をする。

○関係した子どもが複数の場合は、別々の部屋で行う。

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 校長が、それぞれの情報を整理し、一致しない点があれば担当者に、どこ部分を再度確認するのかを指示する。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 事実の確認は校長の指示で同時に終わるようにする。その後、関係の子どもを集めての事実の確認や指導を行う場合もある。
- 必要に応じて、保護者に連絡する。特に、関係の子どもの帰宅時間が遅くなる場合は、家庭への連絡を行い、保護者の了承を得る。
- 聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

4 いじめの対象者、関係者、周囲の児童への指導

(1) 対象者(いじめられた子ども)への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、3ヶ月は支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや、今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の子どもの今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教える。
- ▲「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や、安易な励ましはしない。
- ▲早急な直接対決をさせることは絶対行わない。

【経過観察】

- 日記の交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。
- グループ(班)替え、座席替え、別室登校も視野に入れる。
- 心に深い傷を負うなど、深刻な被害がある場合は、スクールカウンセラーなど

と連携を図る。

- いじめにかかわった子どもとの関係については、本人の意向を尊重し、時間をかけて人間関係の修復に努める。
- 学級活動、授業中、休み時間等において、いじめを受けた子どもの態度や様子に注意し、教職員間で情報交換を密にし、定期的に協議する。

(2) 関係者（いじめた子ども）への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- 対象者の辛さに気付かせ、自分が関係者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。
- いじめによって、相手をどれほど苦しめたかについて、いじめられている子どもの心の痛みを共感させる。
- いじめは、いじめられている子どもの基本的人権を侵害するだけでなく、自らの生き方や在り方を見失わせる重大な行為であることを理解させる。
- なぜいじめたかを問い詰めるよりも、いじめをするようになった理由や、いじめでしか自分を表現できなかった子どもの気持ちを引き出す。
- いじめは、いかなる理由があっても、決して許される行為ではないことを理解させる。
- 自らいじめた相手と話し合える場を設定し、本人から謝罪させる。

【経過観察等】

- 日記や面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。
- 思いやりの心や規範意識の育成を目指し、人間としてとるべき行動について考えさせるように継続的に指導する。
- 学習活動、児童会、クラブ活動、または、校内外での諸活動等をとおして、本人の所属意識や自己有用感を高める。
- 教職員が子どもと積極的に人間関係をつくるように努めるとともに、いじめている子どもに対して豊かな人間性と互いに支え合っていく姿勢を育成する。

(3) 周囲の子どもへの対応

【基本的な指導】

○いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。

○いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

○いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

○いじめはいつでも、誰にでも、起こることを踏まえ、いじめられている子どもの心の苦しみを理解させる。

○はやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為は、いじめているのと同じだということを理解させる。

○自分がいじめられている立場だったらどんな気持ちになるかについて、いじめられている子どもの心の痛みに共感させることをとおして考えさせる。

○周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。

○対象者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。

○これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。

○いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。

○いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

○学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。

○いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

○なぜ止められなかったのか、なぜ見て見ぬふりをしてしまったのか等、正義ある行動ができなかった自分を見つめることができるよう指導する。

○自分が標的になることを恐れるあまり、いじめを止めさせることができない場合もあることから、止める手立て等を具体的に示しながら指導する。

○学級全体として、いじめのない学校生活にするために自分が果たすべき役割を明確にし、行動させる。

5 保護者への対応

(1) いじめられている子どもの保護者＜複数で・直接＞

＜いじめの事実を正確に伝え、保護者の心情を十分に理解するとともに、学校の指導方針を説明し「子どもを守る」という姿勢のもとで信頼関係を作る＞

○事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。

○保護者の怒り、不安、悲しみ等を真剣に受け止めるとともに、学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝える。

○いじめている子どもや、その他の周辺の子どものどんな指導を行ったかを伝

え、子どもが安心して学校生活を送れるような具体的な改善策を説明する。

○対応経過をこまめに伝えとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。

○いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。

○対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

○自己防衛的な発言、対象者の痛みに共感を示さない発言、いじめられた方にも原因があったなどの発言等、不用意な発言をしない。

(2) いじめている子どもの保護者（複数で・直接対応）

＜いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活についての指導・助言をし、保護者の協力を得る＞

○事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。

○相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

○指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

○いじめられている子どもの苦しみや辛さを理解してもらい、心から謝罪することが大切であることの理解を促す。

○誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

○いじめはどんな理由であれ絶対に許されないことを説明する。一方、いじめの行為そのものは憎んでも、いじめている子どもを憎むのではないという認識で話をする。

○保護者の心情（怒り・情けなさ・自責の念・不安等）を受け止め、共感し、共に子どもを育てていく姿勢で話す。また、家庭への協力事項は、具体的に話す。

○家庭でも、ただ叱るだけではなく、いじめでしか自己表現できなかった自己の在り方を克服するために励ましてもらいたい旨を伝える。

○事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

(3) 保護者との日常的な連携

○年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。

○いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

6 保護者会の開催（必要に応じて）

＜保護者会の開催が必要な場合＞

(1) 一人の子どもを長期にわたって学級の多くの子どもがいじめており、学級全体の意識を変える必要がある場合

(2) 金品の要求や暴力など、いじめに伴う問題行動が学級全体に不安やおそれを感じさせ、深刻な影響を与えている場合

(3) いじめることを面白いがる感情が学級全体に広がっている場合

- (4) 保護者の間で、いじめをめぐる情報が事実とは異なる内容で広がり、共通理解を得る必要がある場合

【説明する内容】

- (1) いじめの概要と事実経過
(2) 解決にむけて学校として指導してきた経緯等
(3) 今後の指導方針
(4) 保護者への依頼事項等

<保護者に協力を依頼すること>

- (1) いじめについて子どもと話合う機会を持つ
○子どもの内面の変化や人間関係について一層気を配るように依頼する。
○子ども自身を見つめさせたり、生き方を考えさせたりして、子どものよりよい成長を促すように依頼する。
(2) 規範意識を育てる
○「いじめは決して許されない」という認識を学校と家庭が協力して育てていくよう、保護者の理解を得る。

<保護者会を開催するうえでの留意事項>

- (1) 実施の時期を見極める
○関係した子どもの保護者への対応を十分に行い、学校の解決策に理解が得られたことを見極める。
(2) 関係した子どもの保護者に、事前に会のねらいを説明しておく
○保護者会のねらいは、いじめに対して事実を正しく把握し、学級の子どもへの必要な支援を学校と家庭が協力して行うことにあることを説明し、理解を図る。
(3) 組織的な対応
○校長や教頭、生徒指導担当者、学年部など複数の教職員で対応する。場合によっては、PTA 会長等の同席を求め、今後の取組に PTA との連携をお願いする。

V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向や情報を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努めると共に、未然防止にあたっては、子どもたちのパソコンや携帯電話、スマートフォン、音楽プレーヤー、ゲーム機等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを進める必要がある。

また、早期発見にあたっては、メールをみたときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化、音楽プレーヤー、ゲーム機等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、個人情報等が全世界に広がるという認識を強く持ち、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図ると共に、人権被害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関との連携も含めて対応していくことが必要である。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン・音楽プレーヤー・ゲーム機等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷・動画等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったり、投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。

[メール、ブログ、プロフ、チェーンメール、LINE、SNS、学校非公式サイト、動画共有サイト等]

2 未然防止のために

(1) 保護者へ伝えたいこと

<未然防止の観点から>

- ①子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から護るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話等を持たせる必要性や安易にゲーム機などを買い与えないよう検討すること。
- ②インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口になっている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルやフリーソフトによる問題事案発生の事実を認識すること。
- ③「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。

<早期発見の観点から>

- ①家庭では、メールをみたときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

- (2) 情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント
＜インターネットの特殊性をふまえて＞
- ①発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
 - ②匿名でも書き込みをした人は、必ず特定できること。
 - ③違法情報や有害情報が含まれていること。
 - ④書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、対象者が自殺だけでなく、被害など別の犯罪につながる可能性があること。
 - ⑤一度流出した情報は、簡単に回収できないこと。

3 早期発見・早期対応のために

- (1) 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応
- ①書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
 - ②学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察の専門機関との連携が必要になる。
- (2) 書き込みや画像の削除に向けて
＜指導のポイント＞
- ①誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
 - ②匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
 - ③書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。
- (3) チェーンメールの対応
＜指導のポイント＞
- ①チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることは決してないこと。
 - ②受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の関係者になること。